

「森林法施行規則の一部を改正する省令案」及び「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する告示案」について  
(概要)

令和7年12月  
林野庁計画課

## I 現行制度の概要

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の7の2第1項において、地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならないこととされている。
- (2) 本届出では、届出人の氏名・住所・電話番号をはじめ、所有者となった年月日、所有権移転の原因及び土地の所在や面積等を把握することとし、「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件(昭和37年7月2日農林省告示第851号)」において届出様式を定めている。
- (3) また、森林法第191条の4第1項において、市町村は、その所掌事務を的確に行うため、地域森林計画の対象となっている民有林について、一筆の森林の土地ごとに、所有者の氏名又は名称及び住所等を記載した林地台帳を定めるものとされている。

## II 改正の趣旨

「森林の土地の所有者届出書」の届出事項や、市町村が管理する「林地台帳」の記載事項に、所有者の国籍等を追加する改正を行うことにより、外国人等による森林取得について、実態を円滑かつ正確に把握することを可能にするとともに、市町村が、関係行政機関と連携し、森林法に基づく行政処分や指導等を行う際に、相手方の言語や文化的背景に配慮した方法でより実効的に行うことを可能とするものである。

## III 改正の概要

### 1 森林法施行規則の一部改正

- (1) 森林法施行規則第104条の2を改め、同条各号に掲げる林地台帳に記載する事項に、以下を加える(新同条第4号及び第5号)。
  - ① その森林の土地の所有者等の国籍等(永住者又は特別永住者にあつてはその旨を含む。②において同じ。)(法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国。)
  - ② その森林の土地の所有者が法人である場合には、その代表者の氏名及び国籍等
  - ③ その森林の土地の所有者が法人であつて、同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占めるものである場合は、その国籍等
  - ④ その森林の土地の所有者が法人であつて、同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める場合は、その国籍等
- (2) 同施行規則第104条の3を改め、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第10条各号に掲げる者のうち第1号(同号に規定する森林の土地の所有者を除く。)、第2号及び第3号に掲げる者に対しては、(1)で加えた事項については提供しないことを定める。
- (3) 同施行規則第104条の4を改め、(1)で加えた事項については公表しないことを定める。

## 2 「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」の一部改正

「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」3の様式（「森林の土地の所有者届出書」）について、現行において把握している情報に加え、次に掲げる事項を把握できるよう、改めることとする。

- ① 新たに森林の土地の所有者となった者の国籍（永住者又は特別永住者にあつてはその旨を含む。）
- ② 法人にあつては、
  - ・ 当該法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国
  - ・ その代表者の氏名及び国籍
  - ・ その役員のうち同一国の者が役員数の過半数を占める場合、その国名
  - ・ その議決権を有する者のうち同一国の者が議決権の過半数を有する場合、その国名（法人の場合にはその設立準拠法令制定国）
- ③ 届出者の連絡先（メールアドレス及び届出者の住所（法人の場合は本店の所在地）が国外の場合は、国内の連絡先）
- ④ 森林の土地の用途

## 3 施行期日

- (1) 森林法施行規則の一部を改正する省令案については、令和9年4月1日とする。
- (2) 森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する告示案については、令和8年4月1日とする。